

浄泉寺同朋の会会則

(名称と事務所)

第1条 この会は、浄泉寺同朋の会（通称「宝池会」）と称し、事務所を大崎市岩出山字浦小路113宝池山浄泉寺に置く。

(目的)

第2条 この会は、浄土真宗の教え「本願を信じ念仏申す」との聞法生活者を生み出すことを目的とする。

(会員)

第3条 会員は浄泉寺の門徒、信徒、その趣意に賛同する者とし、入退会は随時とする。

(事業)

第4条 この会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 春の法要、本廟奉仕、本山詣り、帰敬式、聞法会、研修会
- 2) その他目的にかなう事業

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、庶務1名、会計1名、連絡員若干名、監事2名

- 1) 会長はこの会を代表し会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、他の役員は各役務を担当する。
- 3) 役員の内任期は3年とし再選を妨げない。
- 4) この会に相談役を置くことができる。

(会計)

第6条 この会は、会員の会費及び寄付金により運営する。

- 1) 会の事業会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2) 会費は年1,000円とする。

(会議)

第7条 総会は毎年1回5月に行う。役員会は必要に応じ会長これを招集する。

(会則の変更)

第8条 この会の会則変更は役員会で協議し総会において決する。

附則

第1期の会計年度は平成25年12月に始まり翌年3月までとする。

この会則は、平成25年12月20日より施行する。